

<イリノイ州における経済再開に向けた5段階の計画（RESTORE ILLINOS）の概要>

### 第1段階：急激な感染拡大の段階(Rapid Spread)

#### ●認められる活動

- ・ 製造業：必須のもののみ。
- ・ 必須でない事業：最小限の基本的な業務を除き、在宅勤務が求められる。
- ・ バー、レストラン：配送、ピックアップまたはドライブスルーの営業のみ。
- ・ 小売店：必須のもののみ。
- ・ 集会：10人以下で必須の集まり。

#### ●次の段階に進むための健康・医療指標

(感染者・医療施設の状況)

- ・ 新たな感染の増加ペースが遅くなること。
- ・ ICUの病床や人工呼吸器が利用可能な状況であること。

(検査体制)

- ・ 州全体で1万件/日の検査が可能となる体制。
- ・ 症状のある医療従事者などへの検査が可能であること。

### 第2段階：感染率などの上昇から横ばいの段階(Flattening)

#### ●認められる活動：以下を除き、第1段階と同じ。

- ・ 小売店：必須の小売店以外は配送や店舗でのピックアップのみ。

#### ●次の段階に進むための健康・医療指標

(感染者・医療施設の状況)

- ・ 検査の陽性率が20%以下で、14日間で10%以上増加しないこと。
- ・ 28日間で新型コロナウイルスの症状での入院患者が全体で増加しないこと。
- ・ 医療および外科用ベッドや人工呼吸器が少なくとも14%以上使用可能であること。

(検査体制)

- ・ 全ての患者などが検査可能であること。

(追跡体制)

- ・ 診断から24時間以内にその接触者の追跡、観察を開始可能であること。

### 第3段階：回復の段階（感染率などの安定又は減少）(Recovery)

#### ●認められる活動

- ・ 製造業：必須以外のものについて、安全性を確保した上での営業。
- ・ 必須でない事業：安全性を確保した上での営業（在宅勤務を推奨）。

- ・バー、レストラン：配送、ピックアップまたはドライブスルーの営業のみ。
- ・理髪店、フィットネスジムの野外でのレッスン提供：安全性を確保するガイダンスに沿った営業
- ・小売店：一定の入場者数の制限など安全性を確保するガイダンスに沿った営業。
- ・集会：10人以下の集まり。

●次の段階に進むための健康・医療指標

(感染者・医療施設の状況)

- ・第2段階から第3段階への指標と同じ。

(検査体制)

- ・症状や基礎疾患の有無にかかわらず検査が可能であること。

(追跡体制)

- ・診断から24時間以内に感染者の90%以上で接触者の追跡、観察を開始可能であること。

第4段階：再活性化の段階（感染率の減少の継続）(Revitalization)

●認められる活動

- ・製造業：全ての製造業の稼働。
- ・必須でない経済活動：安全性を確保した上での営業。
- ・バー、レストラン、理髪店、ジムなど（パーソナルケア）、映画館、劇場、小売店：一定の入場者数の制限など安全性を確保するガイダンスに沿った営業が可能となる。
- ・集会：50人以下の集まり。

●次の段階に進むための健康・医療指標

- ・ワクチンの開発や広く利用可能で有効な治療法の獲得、集団免疫の獲得などにより一定期間において新たな感染がないこと。

第5段階：復活の段階(Illinois Restored)：(ワクチンの開発や有効な治療法が受けられる医療体制が整っている場合または一定期間の新たな感染がない場合)

- ・新たな安全性確保のガイドラインなどに沿って、全ての経済活動の再開が可能。

<インディアナ州における経済再開に向けた5段階の計画の概要>

第1段階：～5月4日

- ・人の集まりは10人まで許容される。
- ・必須業務（スーパーマーケット、薬局、ハードウェアなどの小売店舗の営業、一部の製造業、インフラやヘルスケアに関する業務）が許容される。
- ・レストランやバーは配送や持ち帰りでの営業のみ認められる。

第2段階：5月4日～24日

- ・人の集まりが25人まで許容される。
- ・小売店舗は50%の収容客数での操業が可能となる。ただし、ショッピングモールの共用エリア（フードコートなど）は25%の収容客数での操業が可能。
- ・必須ではない製造業の稼働が可能となる。
- ・第2段階となって1週間経過し、大きな問題がない場合  
美容院が予約制で再開することが可能となる。  
レストラン、バーについては、50%の収容客数での操業が可能となる。
- ・65歳以上の高齢者や健康状態に問題がある者は自宅待機が求められる。

第3段階：5月24日～6月13日

- ・人の集まりが100人までに許容される。
- ・小売店、ショッピングモールは75%の収容客数での操業が可能となる。
- ・フィットネスジム、プレイグラウンド（遊び場）、テニスコート、劇場について、50%の収容客数での操業が可能となる。

第4段階：6月14日～7月4日

- ・人の集まりが250人までに許容される。
- ・小売店やショッピングモールは、通常の収容客数で操業することが可能となる。
- ・レストランは75%、バーは50%の収容客数で操業可能となる。
- ・美術館、動物園、水族館は再開可能。スポーツ競技の大会を再開することが可能となる。

第5段階：7月4日

- ・コンベンションやスポーツのイベント、フェスティバルなどの再開が可能となる。